

南牧村農業集落排水事業経営戦略

計画期間 2021（令和3）年度 ～ 2030（令和12）年度

2021（令和3）年3月
南牧村 産業建設課 環境衛生係

目 次

1.	事業概要	2
(1)	事業の現況	2
(2)	民間活力の活用等	3
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	4
2.	将来の事業環境	12
(1)	処理区域内人口の予測	12
(2)	污水处理需要の予測	12
(3)	使用料収入の見通し	13
(4)	施設の見通し	13
(5)	組織の見通し	15
3.	経営の基本方針	16
(1)	基本方針	16
(2)	効率化・経営健全化のための取り組み方針	16
4.	投資・財政計画（収支計画）	17
(1)	投資・財政計画（収支計画）	17
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	17
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	18
5.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	19
別紙	様式第2号 投資・財政計画（収支計画）	20
別紙	経営比較分析表	22

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

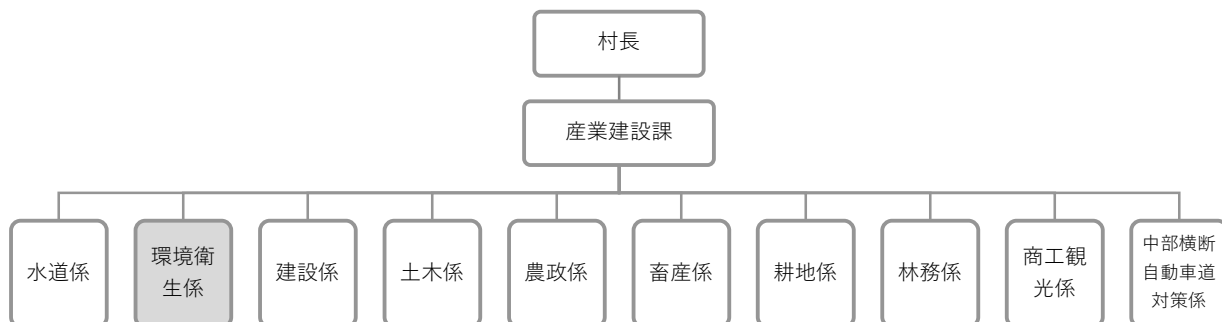
供用開始年度（供用開始後年数）	平成 6 年度（供用開始後 27 年）
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分	非適 ※令和 5 年 4 月 1 日法適（一部適用）を予定
処理区域内人口密度	7.7 人/ha
流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1 処理区 （平沢地区）
処理場数	1 処理場
広域化・共同化・最適化実施状況	汚泥処理は南佐久環境衛生組合の浄化センターで 共同脱水処理を行っています。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。		
	基本料金 (税抜 2 か月)	一般住宅	2,056 円
	従量料金	～30 m ³	184 円
		30～60 m ³	205 円
		60 m ³ 以上	236 円
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。		
	基本料金 (税抜 2 か月)	収容人員 30 人未満	3,084 円
		収容人員 30 人以上	4,112 円
	従量料金	～30 m ³	184 円
		30～60 m ³	205 円
		60 m ³ 以上	236 円
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の料金体系はありません。		
条例上の使用料（20 m ³ あたり）	平成 29 年度	5,324 円	
※一般家庭における 20 m ³ あたりの使用料（税抜）	平成 30 年度	5,324 円	
	令和 元年度	5,736 円	
実質的な使用料（20 m ³ あたり）	平成 29 年度	4,022 円	
※ $\frac{\text{使用料収入の合計}}{\text{総有収水量}} \times 20 \text{ m}^3$	平成 30 年度	3,991 円	
	令和 元年度	3,815 円	

③ 組織

農業集落排水事業は、産業建設課 環境衛生係が所管しています。



④ 職員数

産業建設課の職員は 11 名で、うち 1 名は農業集落排水事業を含む下水道業務を、1 名は水道業務を主に担当しています。料金計算や債権管理は上下水道でシステムを共用するなど業務の重複をなくして効率化を図っているほか、その他の業務も相互に兼務することで人件費の抑制をしています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

ア 民間委託（包括的民間委託を含む）

- ・ 終末処理場の運転管理
- ・ マンホールポンプの維持管理業務
- ・ 汚泥処理業務

イ 指定管理者制度

実績はありません。

ウ PPP・PFI

実績はありません。

② 資産活用の状況

ア エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

実績はありません。

イ 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

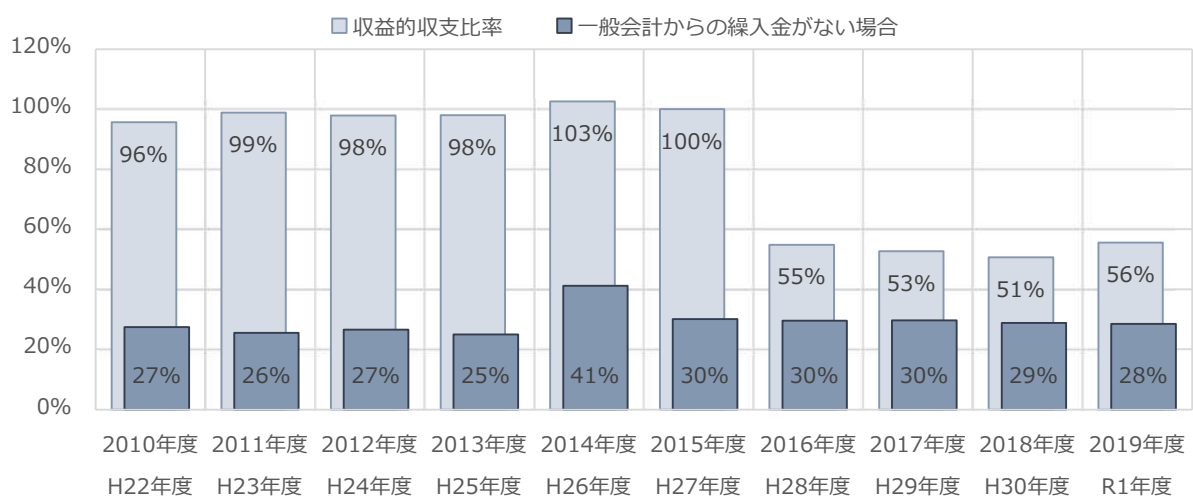
未利用土地や未利用の施設はありません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、末尾別紙参照

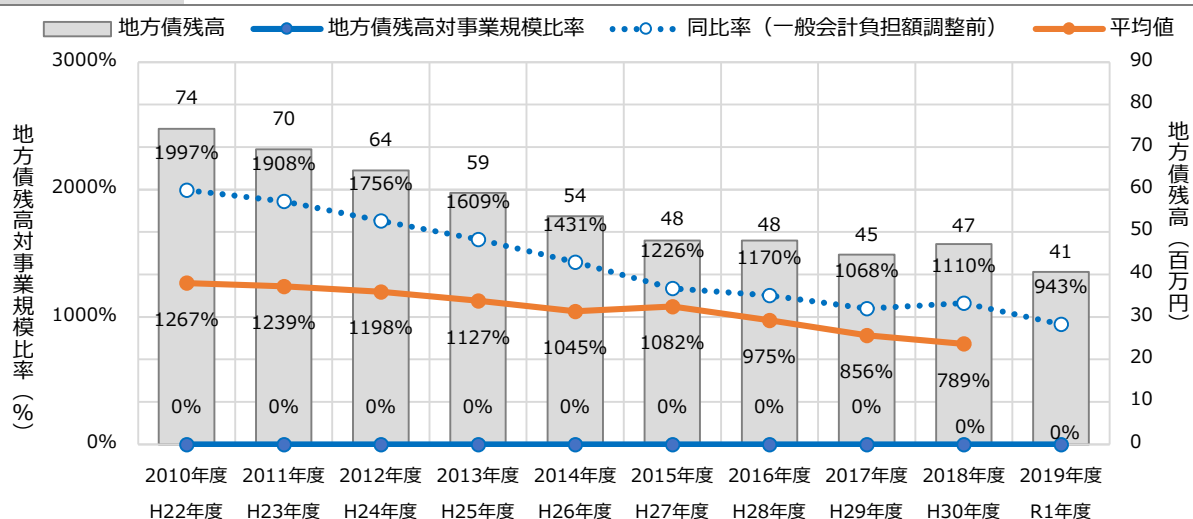
① 収益的収支比率について

算 定 式：	「総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100」
指標の説明：	当該指標は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益によって総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっていれば単年度の収支が黒字であることを示しています。
実績の説明：	平成 28 年度以降は 50%程度で推移しており収益的収支は支出超過（赤字）になっています。仮に一般会計からの繰入金がなかった場合の収益的収支比率は 30%程度です。これは事業運営に必要な費用のうち、使用料収入等の自主財源で賄えているのは 30%程度ということです。



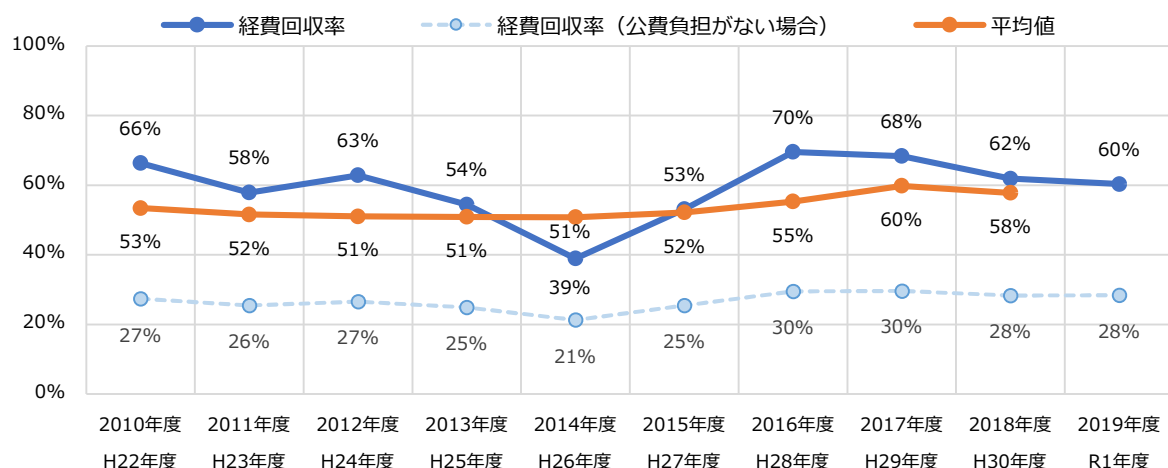
② 地方債残高対事業規模比率について

算 定 式：	「地方債残高(一般会計負担額控除後)÷営業収益(受託工事収益控除後)×100」
指標の説明：	当該比率は、料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的には小さい方が望ましい指標です。
実績の説明：	令和元（2019）年度では、0（ゼロ）%となっていますが、これは地方債残高のすべてを一般会計が負担することになっているためです。仮に一般会計の負担がなかった場合は943%（約9倍）です。



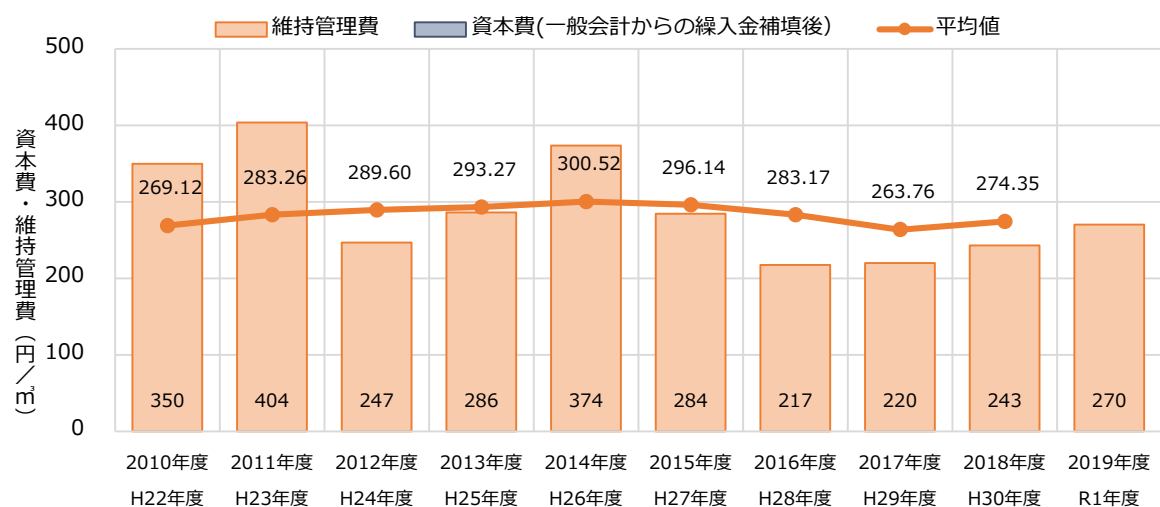
③ 経費回収率について

算 定 式：	「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分除く）×100」
指標の説明：	当該指標は、汚水処理に要した費用を、どの程度下水使用料で賄えているかを表した指標です。100%以上であれば汚水処理に係る費用を使用料で回収できている状況を示しています。但し、公費で負担している費用部分は指標に反映されません。
実績の説明：	60%程度で推移しています。100%以下で推移していることから使用料収入で汚水処理原価を回収できていません。汚水処理原価のうち公費（一般会計繰入金※）で負担している部分を除いても使用料収入で回収できているのは60%程度です。 ※ 汚水処理原価の内、資本費については、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる額については、一般会計が負担することが認められています。 仮に公費負担がなくなれば、汚水処理原価のうち使用料収入で回収できているのは30%程度となります。独立採算制の原則のもとに使用料収入だけで汚水処理原価を回収しようとする使用料水準を現在の3.3倍程度にする必要があるということになります。



④ 污水处理原価について

算 定 式：	「污水处理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量」
指標の説明：	有収水量 1 m ³ 当たりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標です。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、財政的には低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	類似規模団体の平均値に近い水準で推移しています。地理的要因等によって、構造上污水处理費が高くなることもあるため、一概に類似規模団体との優劣は判断できませんが、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。なお、管渠や処理施設の建設に係る費用である資本費については 0（ゼロ）円となっていますが、これは全額を一般会計が負担しているためです。

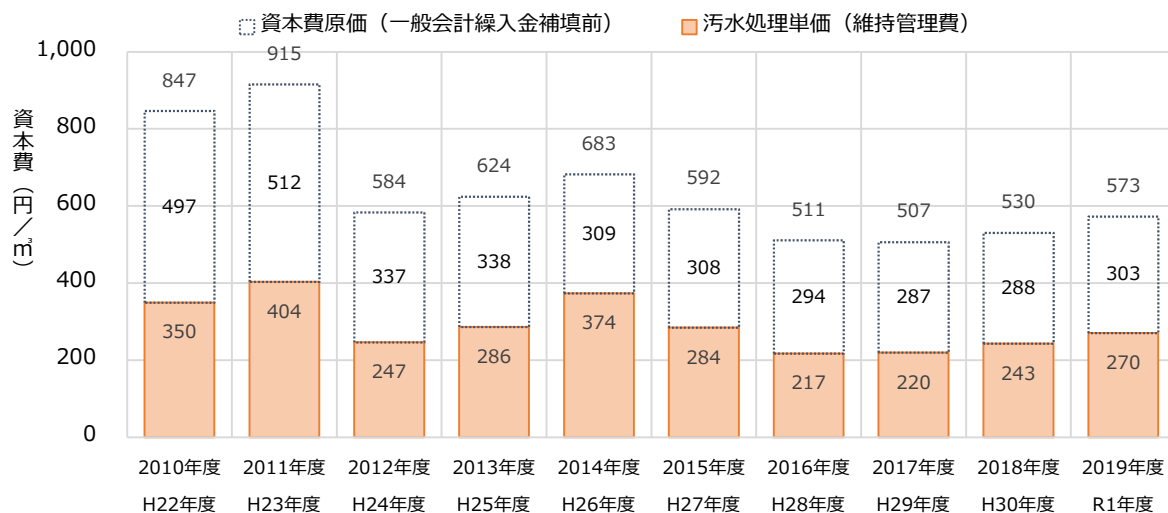


(参考) 一般会計繰入金の補填前の汚水処理原価

汚水処理原価の内、資本費については、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる額については、一般会計が負担することが認められています。

各指標における汚水処理原価は資本費のうち一般会計が負担した部分を除いた額であり、実際に支出した額による1 m³あたりの汚水処理原価は以下のとおりです。

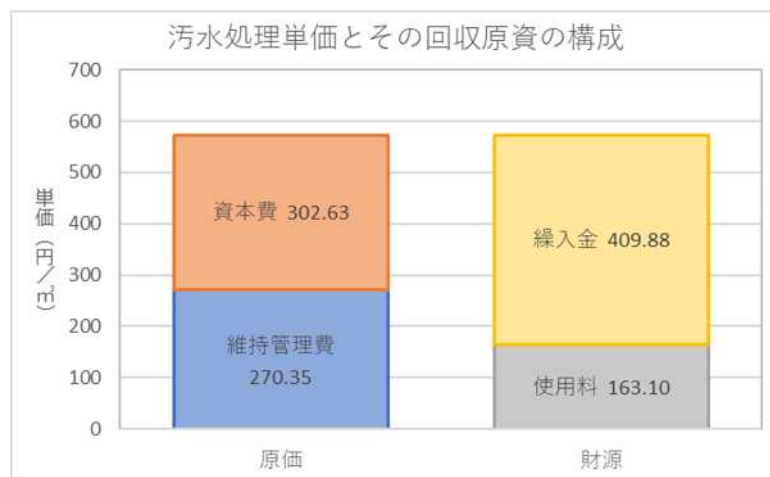
令和元(2019)年度の一般会計繰入金補填前の汚水処理原価は573 円/m³であり、そのうち約5割程度が資本費です。資本費はその全額が一般会計繰入金で補填されています。



令和元年度の汚水処理原価とその財源構成は下図のとおりです。使用料収入で回収できている原価は全体の約28%で、汚水処理原価のうち維持管理費も回収できていないことがわかります。

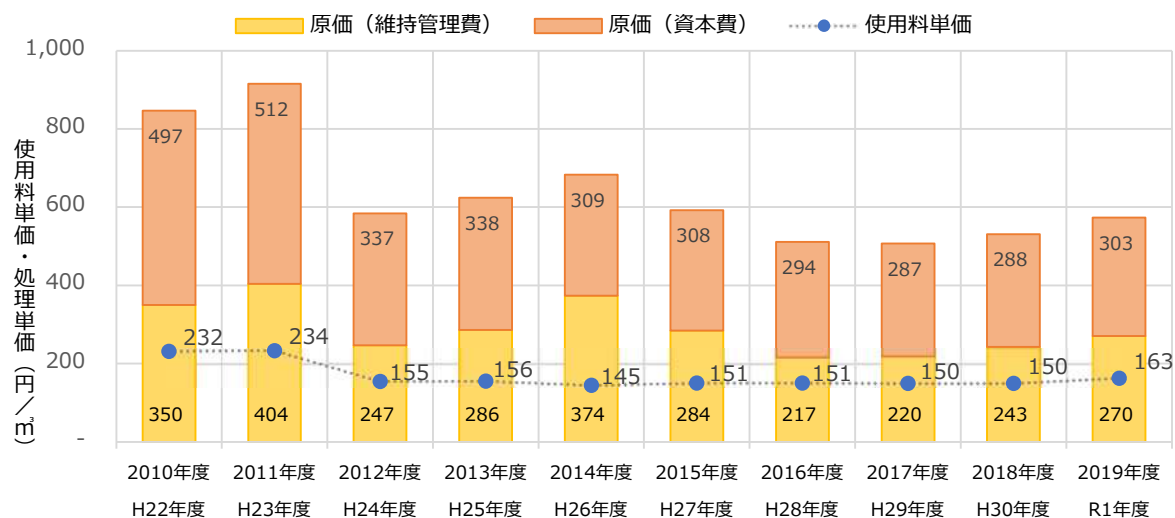
下水道事業においては、下水道が果たす環境等に対する公的便益を踏まえ、適正な使用料を徴収しても、なお使用料で賄うことができない汚水処理経費は、一般会計が負担すべき経費として一般会計からの繰入金についての基準が定められています。しかし、一般会計の財政事情によって、下水道事業の収支が左右されるようでは、健全で安定した経営は望めません。

可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収し、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。



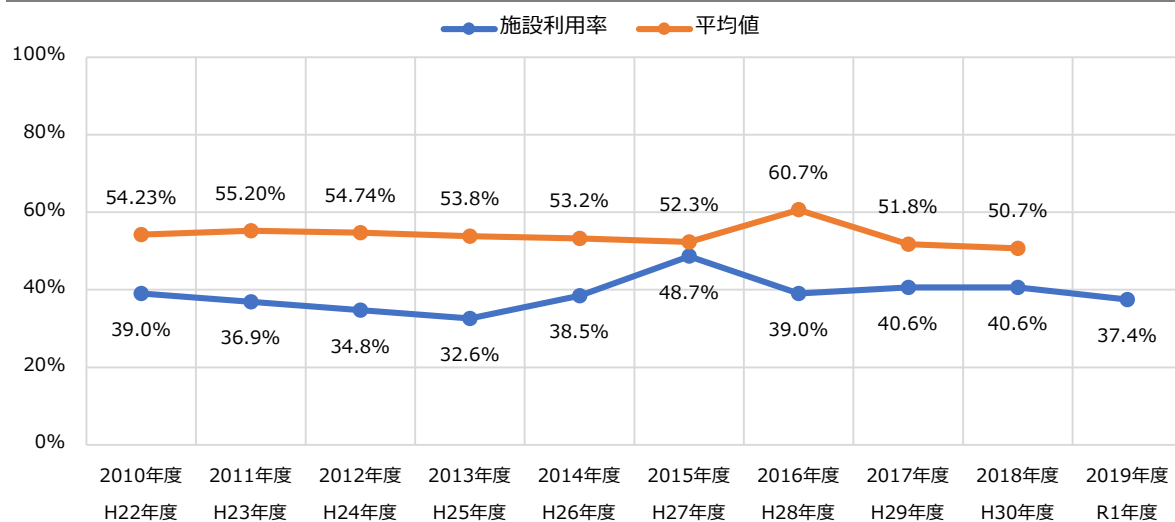
(参考) 下水道使用料単価と汚水処理原価の推移

農業集落排水事業の下水道使用料及び汚水処理原価の推移は以下のとおりです。



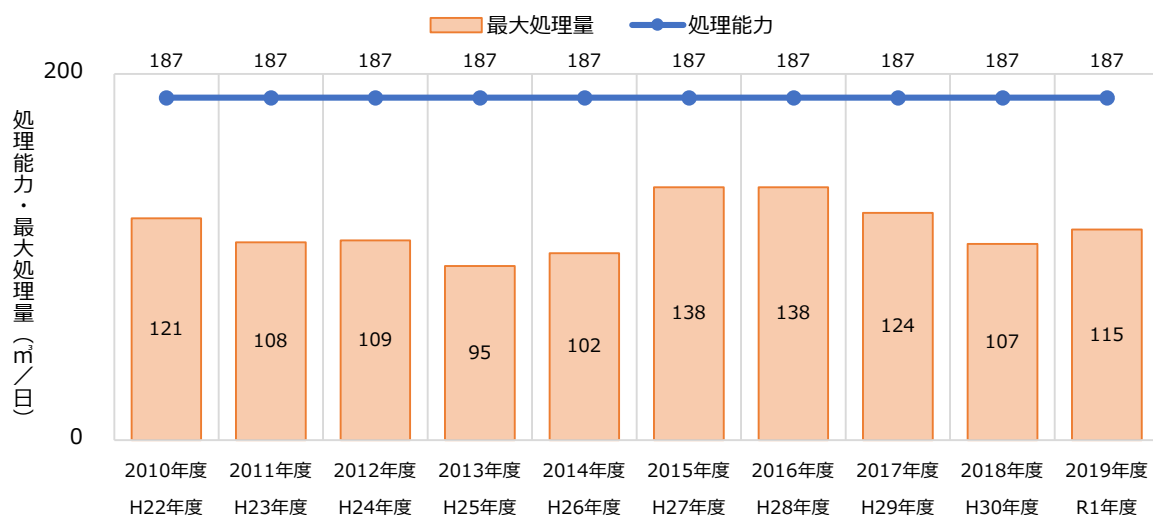
⑤ 施設利用率について

算 定 式：	「晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100」
指標の説明：	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれます。
実績の説明：	農業集落排水事業の施設利用率は40%前後で平均値を下回っています。数値が低い場合には、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があります。



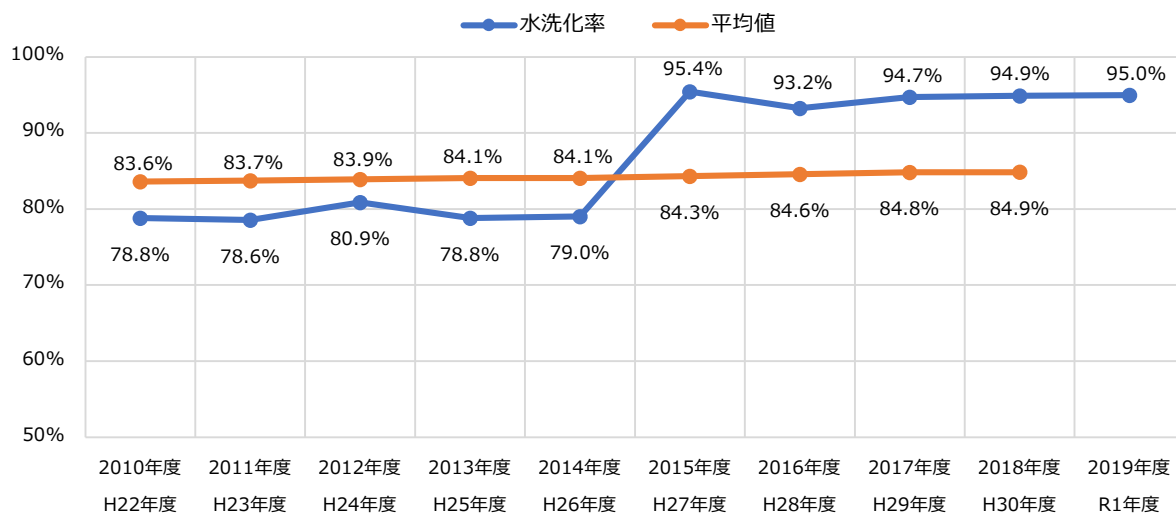
以下の表は処理能力と最大処理量を示したものです。

最大処理量が処理能力の 50～60%で推移しています。遊休状態の設備はありませんが、既存施設の能力が処理量に対して過大となっていないか検討し、必要に応じて、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、施設規模とする必要があります。将来の施設更新時には、近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等などの可能性も含めて検討し、将来の処理水量の予測を踏まえて適正規模の施設とします。



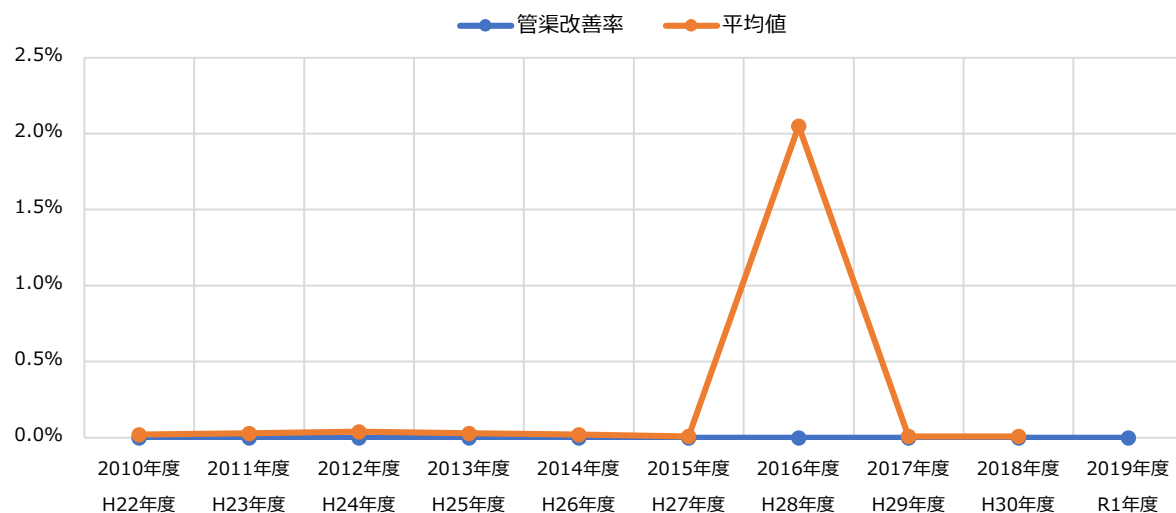
⑥ 水洗化率について

算 定 式 :	「現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100」
指標の説明:	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい指標です。
実績の説明:	農業集落排水事業の水洗化率は 95%となっており、現時点で水洗化が可能な世帯は水洗化が完了しています。今後は費用対効果を勘案した上で水洗化率の向上に向けた取り組みが必要です。



⑦ 管渠改善率について

算 定 式：	「改善（更新・改良・修繕）管渠延長÷下水道布設延長×100」
指標の説明：	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標です。明確な数値基準はありませんが、数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、合理的な理由があることが必要です。
実績の説明：	0（ゼロ）%となっています。これは、農業集落排水事業は供用開始から24年経過していますが、管渠の法定耐用年数は50年であり、更新時期が到来した管渠がないためです。



⑧ 総括

• 収益性や財務安定性の指標について

収益的収支比率や経費回収率は100%を大きく下回っており、汚水処理原価を料金収入で回収できておらず、一般会計からの繰入金があれば収支は赤字の状態にあります。

下水道事業に求められる独立採算制及び受益者負担の原則を前提とすれば、水道事業を永続させるためには料金収入で安定的に黒字を維持できる収益構造を整える必要がありますが、そのためには現状の料金水準から数倍の改定が必要になってしまいます。現実的な対応策としては、一般会計からの繰入金と料金収入のバランスを加味して収益的収支比率や料金回収率を改善することが求められます。

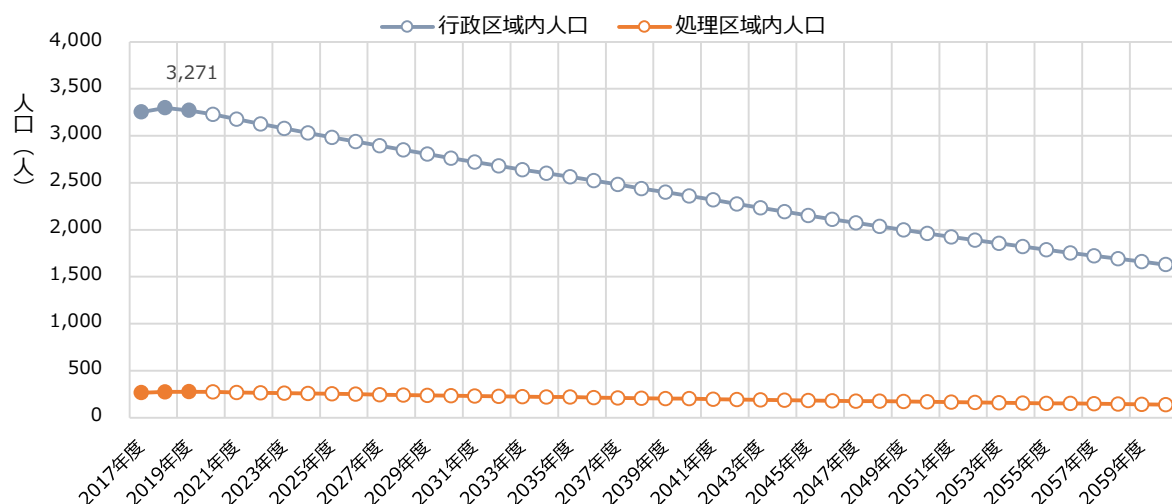
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所が公表している 2018 年度版人口推計（以下、「社人研推計」）と整合を図るように処理区域内人口の変動を予測しています。

南牧村の人口は、令和元（2019）年度末で 3,271 人です。社人研推計では、2020 年度に 3,184 人、2030 年度に 2,724 人、2040 年度では 2,328 人まで減少すると推計しています。

農業集落排水事業の処理区域内人口も、社人研推計による人口の減少率と同率で減少すると想定しています。

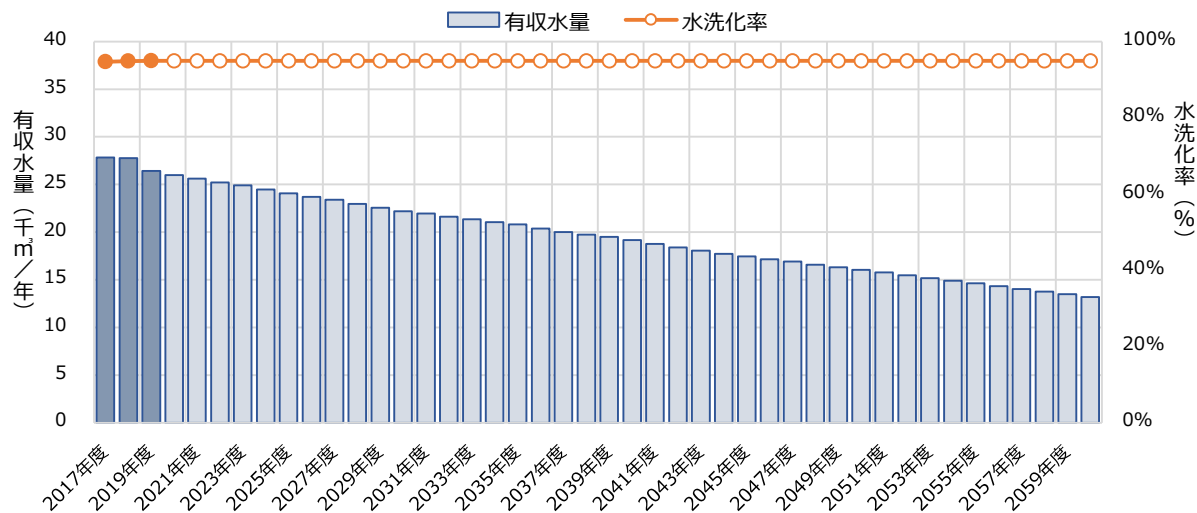


(2) 汚水処理需要の予測

有収水量の推計にあたっては、処理区域内人口の推計をもとに水洗化率、水洗便所設置済人口 1 人あたり有収水量などを使用して推計しました。

水洗化率は既に 100%に近い水準になっており将来も一定としています。一人当たり処理水量その他の指標も令和元（2019）年度の実績と同率で今後も推移するとしています。

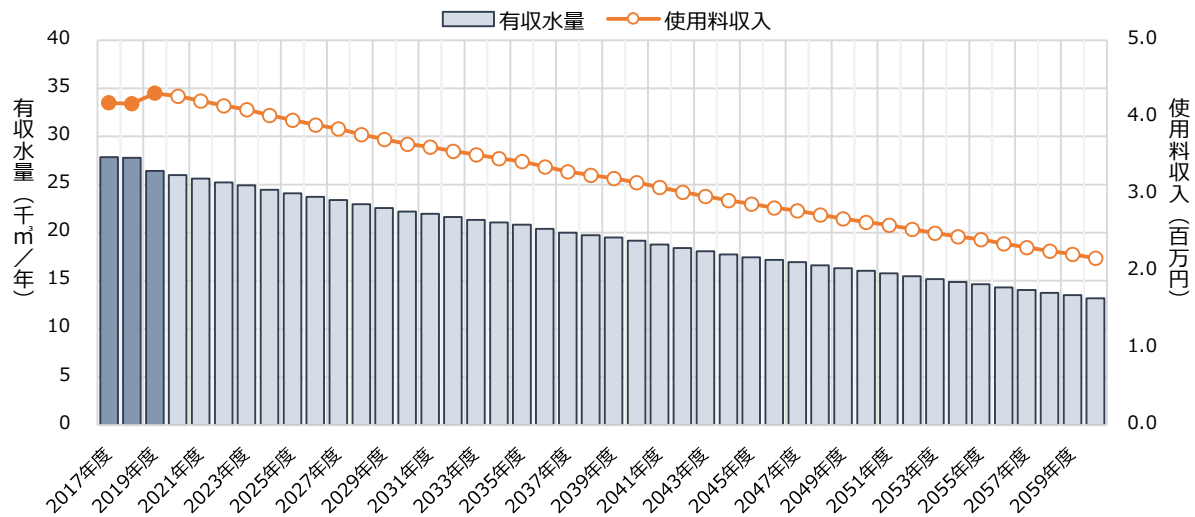
人口の減少に伴い、有収水量も減少が続くと想定をしています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測は、有収水量の予測をベースに有収水量あたりの過去の平均使用料等を勘案して予測しています。

有収水量の減少に伴い使用料収入も減少を続けると想定しています。



(4) 施設の見通し

南牧村の農業集落排水事業は、平沢地区で平成3年度に事業着手し平成6年度に整備完了しています。水洗化率も100%近くに達しています。

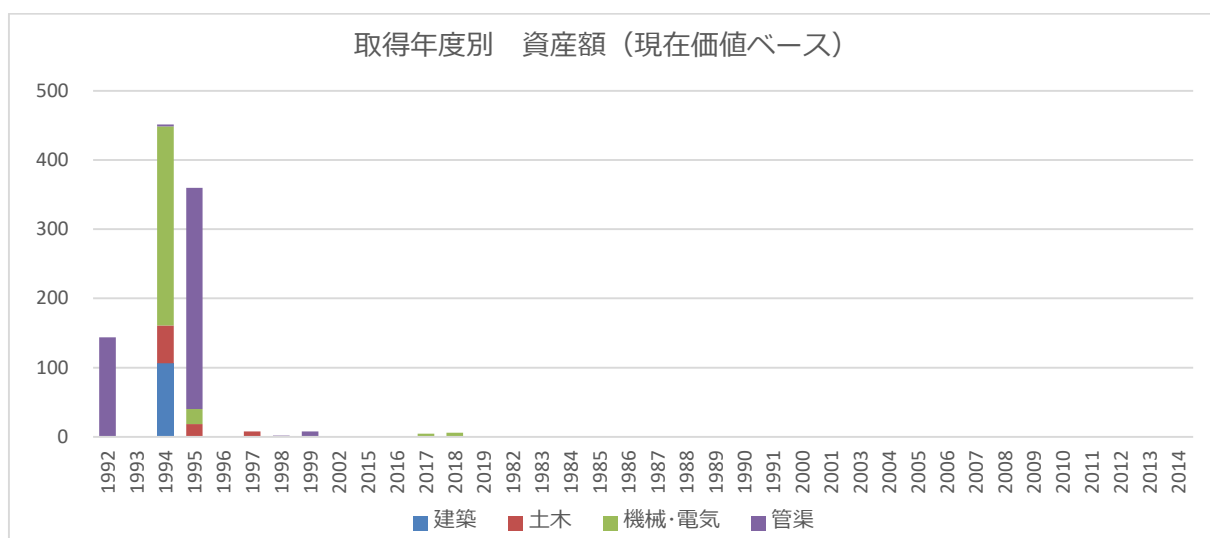
平成26年度に実施した最適整備構想の立案の伴う機能診断調査の結果では、管渠施設においては、マンホール内への土砂の流入や汚水滞留によるマンホール蓋の錆などが見られ、一部補修を要する箇所があったものの、全体的には異常箇所は少なく異常内容も小さい状況にあります。

処理場においては、原水ポンプ槽の防食塗装の剥がれや主要設備の機能劣化について指摘があったものの、防食塗装については再塗装を行い、主要設備についても優先順位の高いものの更新を行いました。それ以外に早急に対応が必要と認められた設備・施設はありません。

但し、マンホールポンプ場・管渠施設は建設後25～28年が経過しており、設備の多くが標準耐用年数を超過し経年劣化や機能低下が懸念されている状況です。

また、交通量の多い道路では経年劣化によりマンホール周辺の舗装の破損が顕著で、路面水や泥水がマンホール内に侵入している箇所も確認されています。また、マンホールの蓋、枠については硫化水素や融雪剤による発錆や冬期間の除雪による部分欠損も見られる状況にあります。

中長期的には、計画的に管渠施設や施設・設備の更新を行っていく必要があります。



投資の状況

最適整備構想に基づいて、今後 40 年間の総額で約 5 億 7 千万円の事業費を想定しました。最
適整備構想による更新計画の要旨は以下のとおりです。

- ・ 管渠施設は 2035～2039 年ごろにかけて管渠の改修・補強工事を行う必要。
- ・ 中継ポンプ施設については、ポンプが 14 年間隔で、制御盤が 16 年間隔で計画的に更新
することが必要。
- ・ コンクリート防食塗装については、2040-2044 年頃に防食塗装等による修繕が必要。
- ・ 処理施設機械電気設備については、予防保全的に修繕等を行う必要があり、耐用年数が
短く定期的な機器や電動機等の修繕・更新が必要。
- ・ 計装盤類については、中継ポンプ同様に一定間隔で更新が必要。

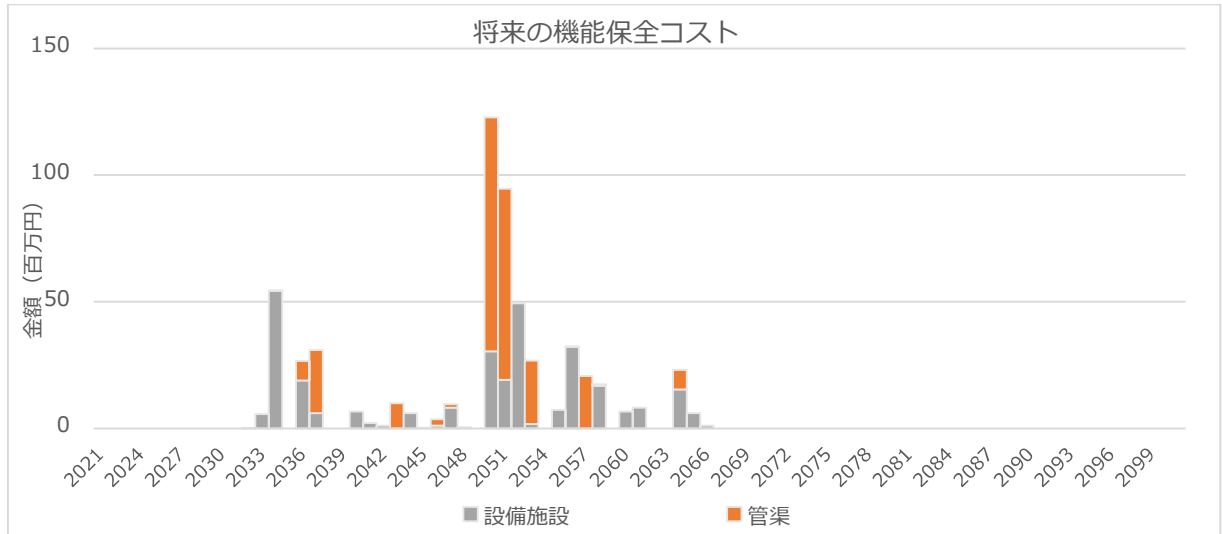
最適整備構想概要表（5 年毎の期別工種別の機能保全コスト）

（単位：千円）

項目	施設名	機能保全 対策費	1 期※	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
管渠施設	管渠施設	184,677	-	-	-	2,490	161,611	-	20,576	-
	マンホール	10,661	-	65	-	9,907	-	65	625	-
	マンホール蓋	31,390	-	105	15,538	105	-	15,538	105	-
	中継ポンプ施設	41,914	-	7,692	9,419	-	7,692	9,419		7,692
	小計	268,642	-	7,861	24,957	12,501	169,303	25,022	21,306	7,692
処理施設	防食塗装	118,496	-	18,817	2,068	-	28,164	44,842	9,633	-
	機械・電気設備	76,072	-	5,597	12,477	8,072	20,927	-	21,646	7,353
	計装盤類	108,374	-	54,187	-	-	8,826	45,361	-	-
	小計	302,942	-	78,601	14,545	8,072	57,917	90,203	31,279	22,325
合計		571,584	-	86,462	39,503	20,573	227,220	115,225	52,585	30,017

※最適整備構想による更新計画で 1 期に予定していた工事は実施済みのため除いてあります。

将来、管渠の更新時期が到来すると多額の更新費用が発生します。2050 年度頃に更新のピークを迎え、最大で年間 1 億円を超える財源が必要になります。財政負担と業務量の平準化を図るべく、前倒して計画的に更新していく必要があります。



(5) 組織の見通し

現在、職員は下水道業務担当と水道業務担当に分かれていますが、実質的に上下水道を相互に連携して運営することで間接業務経費を削減しています。

また、施設運転維持管理業務の民間委託などにより効率的な運営を行っています。

最低限の人員で運営をしていますが、民間委託の範囲や可能性について検討していきます。

3. 経営の基本方針

南牧村は、長野県の東端に位置し、標高 1,000m～1,500mの高低差の激しい地域からなり、高原野菜を主産業とした農業や酪農が盛んです。この自然環境や水環境を後世に残すため、平成3年度に農業集落排水、平成6年度に特定環境保全公共下水道、平成9年度にコミュニティ・プラント事業をそれぞれ着手いたしました。また、並行して下水道の区域外については浄化槽設置事業を進めてまいりました。

利用者である住民の皆様のご利便性や快適性を持続していくため、以下の基本方針のもとに今後とも適切な生活排水施設の機能維持と下水道事業の持続的な運営を行い、良好な水と資源の循環を目指します。

(1) 基本方針

河川の汚濁防止と快適な居住環境の確保に向けて下水道事業を推進します。

① 施設・設備の適正な維持管理

ストックマネジメント計画を策定し、順次機器更新を行うなど、下水道施設・設備の適正な維持管理及び耐震化を推進し適切な下水処理を図ります。

② 下水道への接続促進

下水道区域内の下水道への接続を促進します。

③ 積極的な情報公開

常に新しく有益な情報をホームページ等によりお伝えすることなどにより、環境に関する生活排水との関連性について住民の皆様と認識を高めます。

④ バイオマスの推進

バイオマスの地産地消を進めます。

(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針

① 維持管理の合理化

処理施設の更新に当たってはライフサイクルコストを勘案し施設の統廃合の可能性も排除せずに合理化策を検討していきます。

② 間接業務の合理化

これまでも料金の収納業務を上下水道合わせて行うなど間接業務の合理化に取り組んできましたが、その他の間接業務についても引き続き合理化を目指します。

③ 収納対策

滞納の防止策として、納期限が経過した使用料については、速やかに督促をおこない徴収を図ります。

④ 料金水準の見直し

令和5（2023）年度までに公営企業会計を適用し、適正な原価を把握したうえであるべき料金水準について検討を行います。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１） 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は、末尾別紙様式第2号参照

（２） 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

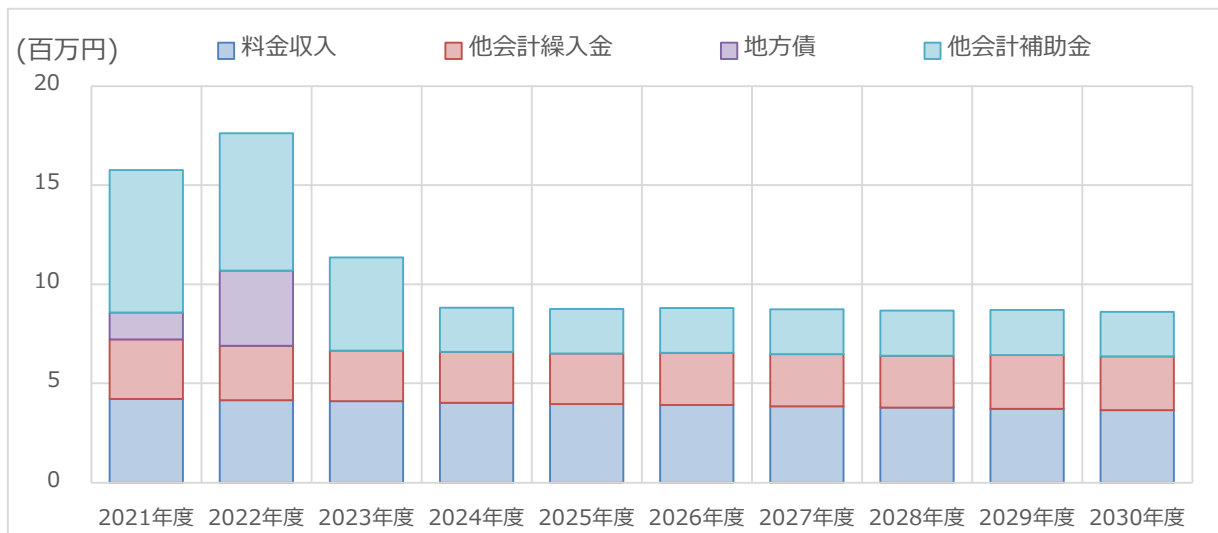
最適整備構想に基づいた更新投資を行います。

但し、直近では平成30年までに耐食工事と機械・電気設備の更新を行っており、計画期間内の令和12（2030）年度までの更新投資の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間の財源の見込は以下のとおりです。

建設改良費の財源は、地方債の発行を想定し、経常的な支出の財源は、使用料収入の他に一般会計からの繰入金による収入を想定しています。



ア 使用料収入

人口の減少に伴い使用料収入も減少していくことが見込まれますが、今回の収支計画では料金の改定は織り込んでいません。しかし、現状、使用料収入で回収できている汚水処理原価は処理原価総額の30%程度、維持管理費に対しても60%程度に留まっています。一般会計繰入金で汚水処理原価の大部分を補てんしている状況は、下水道事業の運営を一般会計の財政状況に依存していることになり下水道事業を永続して運営する観点からは望ましい状況とはいえません。今後、財政状態及び経営状況、汚水処理原価などの把握に努め、利用者への情報開示を通して適正な使用料水準を検討していきます。

イ 他会計繰入・補助金

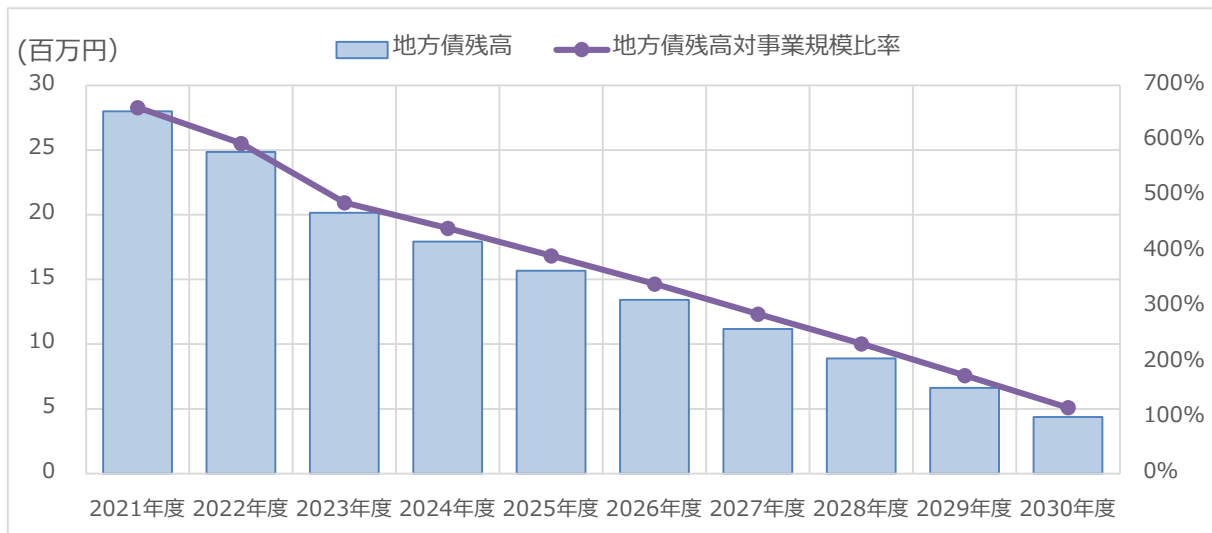
不足する財源については、一般会計からの繰入金で補てんすることを予定しています。

ウ 国庫補助金

補助制度は積極的に活用していきますが、現時点では利用できる制度がないため本収支計画では財源としては想定していません。

エ 地方債

令和 5（2023）年度までに求められている地方公営企業法適用への対応費用の財源として地方債の発行を予定しています。地方債の償還条件は元利均等償還、償還期間 10 年（うち、据置期間 2 年）、利率は固定金利の 0.5%としています。地方債の残高は、新規の発行より償還額の方が大きいと減少し、令和 12（2030）年度には約 4 百万円になる見込みです。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支払利息については、令和元（2019）年度までに借入れた企業債の支払利息を算出の上、令和 2（2020）年度以降の企業債借入による支払利息増加分を合算して算出しています。

その他の経費については、地方公営企業法適用（公営企業化）のための費用として令和 2～5（2023）年度で約 7 百万円を想定し、そのほかの費用については必要最低限の額として、令和元年度の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

（3） 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資計画についての考え方・検討状況

ア 災害対応への取り組み

重要な幹線や処理場施設の耐震診断を実施し耐震診断結果から想定される被害への対策・対応について検討を行うとともに、改築更新計画との整合を図りながら、必要な耐震化を進めます。

イ 更新工事の合理化

道路改良事業、水道事業等他工事との連携強化や同時・一括施工、新システムの採用等により工事費の抑制に努めます。

また、施設の更新時には、他の団体との共同処理の可能性も検討し、また更新する施設の処理能力についても将来の需要動向も踏まえて検討し、過剰な設備投資とならないように努めます。

② 財源についての検討

ア あるべき料金水準の検討

経営状況を公表し村民の皆様のご理解を得ながら、使用料の適正な水準について定期的に検討を行い、必要に応じて料金改定を行い健全な経営に努めます。

イ 滞納対策

現在発生している未収金については、引き続き督促状の発送や催告書の発送、電話での催促や戸別訪問等によってその解消に努めます。

③ 投資以外の経費の検討

ア バイオマスの利活用

南牧村の生活排水施設系から発生する汚泥（バイオマス）は、産業廃棄物としてコンポスト利用するほか、県外のセメント工場へ搬出され利用されているものの、処理に係る経費が経営にとって大きな負担となっています。バイオマス利活用へ向けた更なるコスト削減を図るとともに、バイオマスの活用用途の拡大を目指します。

イ 人員数の検討

人員数については、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業を一体として効率的な運営を行うことで、既に最小限に削減してきており、これ以上削減すると事業の継続が困難な状況です。

ウ 経営基盤の向上対策

決算状況の公開や分析により、経営状況の的確な把握を行い、適正な収支バランスの確保に努めます。

エ 公営企業会計の適用

農業集落排水事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上のために、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握をすることを目指します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

投資・財政計画（収支計画）

		年 度	R1	R2										
区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	8,406	9,551	7,248	6,924	6,684	6,607	6,528	6,562	6,504	6,426	6,458	6,392
		(1) 営 業 収 益 (B)	4,311	4,301	4,239	4,176	4,125	4,052	3,989	3,927	3,875	3,802	3,739	3,677
		ア 料 金 収 入	4,311	4,276	4,214	4,151	4,100	4,027	3,964	3,902	3,850	3,777	3,714	3,652
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
		(2) 営 業 外 収 益	4,095	5,250	3,009	2,748	2,559	2,554	2,539	2,634	2,629	2,624	2,719	2,714
		ア 他 会 計 繰 入 金	4,095	5,250	3,009	2,748	2,559	2,554	2,539	2,634	2,629	2,624	2,719	2,714
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	8,348	9,837	8,570	10,730	6,728	6,592	6,550	6,518	6,491	6,455	6,423	6,391
		(1) 営 業 費 用	7,146	8,932	7,961	10,382	6,569	6,538	6,511	6,484	6,462	6,431	6,404	6,377
		ア 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	7,146	8,932	7,961	10,382	6,569	6,538	6,511	6,484	6,462	6,431	6,404	6,377
		(2) 営 業 外 費 用	1,202	905	609	348	159	54	39	34	29	24	19	14
		ア 支 払 利 息	1,202	905	609	348	159	54	39	34	29	24	19	14
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	58	△ 286	△ 1,322	△ 3,806	△ 44	14	△ 22	43	13	△ 29	35	0
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	7,059	8,390	8,534	10,716	4,698	2,229	2,253	2,257	2,262	2,268	2,272	2,245
		(1) 地 方 債	255	799	1,343	3,791	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	6,804	7,591	7,191	6,925	4,698	2,229	2,253	2,257	2,262	2,268	2,272	2,245
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資 本 的 支 出	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 資 本 的 支 出 (G)	7,059	7,591	7,191	6,925	4,698	2,229	2,253	2,257	2,262	2,268	2,272	2,245
		(1) 建 設 改 良 費	262	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	6,797	7,591	7,191	6,925	4,698	2,229	2,253	2,257	2,262	2,268	2,272	2,245
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	799	1,343	3,791	0	0	0	0	0	0	0	0
		収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	58	513	21	△ 15	△ 44	14	△ 22	43	13	△ 29	35	0
		積 立 金 (K)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年度からの繰越金 (L)	536	594	1,107	1,129	1,114	1,070	1,085	1,063	1,106	1,120	1,091	1,126
		前年度繰上充用金 (M)												
		形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	594	1,107	1,129	1,114	1,070	1,085	1,063	1,106	1,120	1,091	1,126	1,127

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画（収支計画）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)	594	1,107	1,129	1,114	1,070	1,085	1,063	1,106	1,120	1,091	1,126	1,127
(N)-(O)	赤 字 (Q)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 （ $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ）													
収益的収支比率（ $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ）		55.5%	54.8%	46.0%	39.2%	58.5%	74.9%	74.2%	74.8%	74.3%	73.7%	74.3%	74.0%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		4,311	4,301	4,239	4,176	4,125	4,052	3,989	3,927	3,875	3,802	3,739	3,677
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)		4,311	4,301	4,239	4,176	4,125	4,052	3,989	3,927	3,875	3,802	3,739	3,677
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T) / (V) ×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		40,636	33,844	27,996	24,862	20,164	17,935	15,683	13,426	11,164	8,896	6,624	4,379

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度 令和3年度 2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収 益 的 収 支 分		4,095	5,250	3,009	2,748	2,559	2,554	2,539	2,634	2,629	2,624	2,719	2,714
	うち基準内繰入金	1,202	905	609	348	159	54	39	34	29	24	19	14
	うち基準外繰入金	2,893	4,345	2,400	2,400	2,400	2,500	2,500	2,600	2,600	2,600	2,700	2,700
資 本 的 収 支 分		6,804	7,591	7,191	6,925	4,698	2,229	2,253	2,257	2,262	2,268	2,272	2,245
	うち基準内繰入金	6,797	7,591	7,191	6,925	4,698	2,229	2,253	2,257	2,262	2,268	2,272	2,245
	うち基準外繰入金	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		10,899	12,841	10,200	9,673	7,257	4,783	4,791	4,891	4,890	4,891	4,991	4,959

経営比較分析表（平成30年度決算）

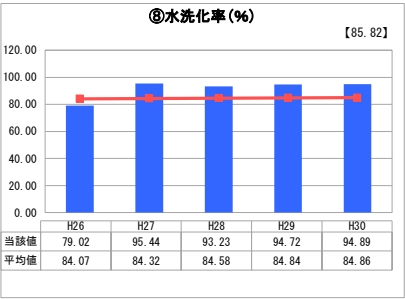
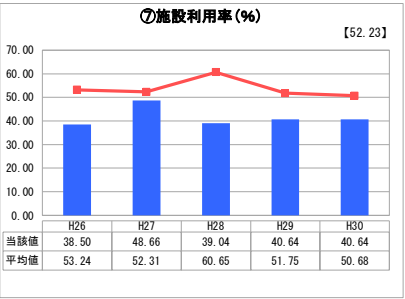
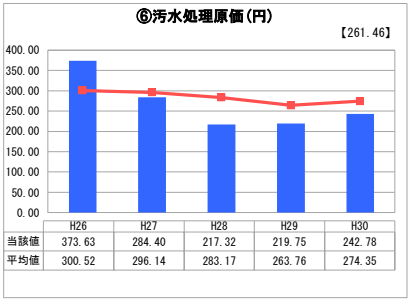
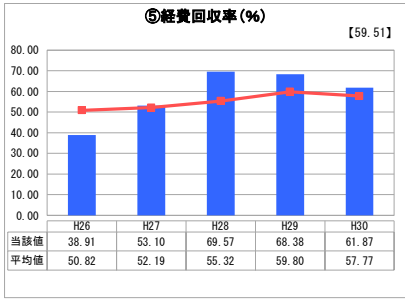
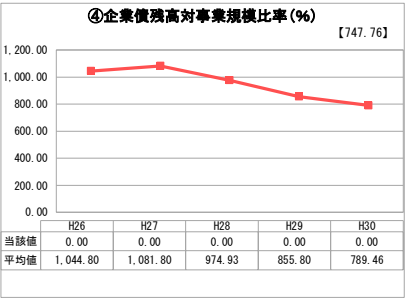
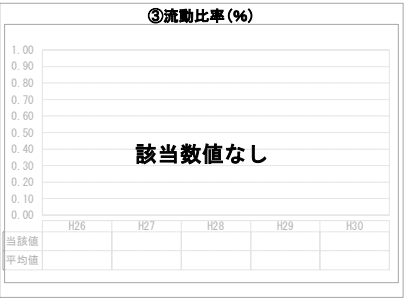
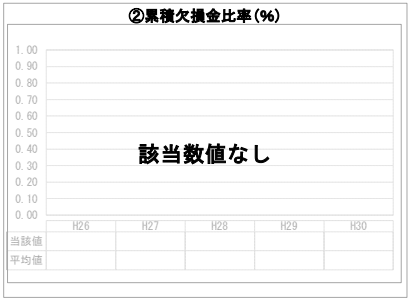
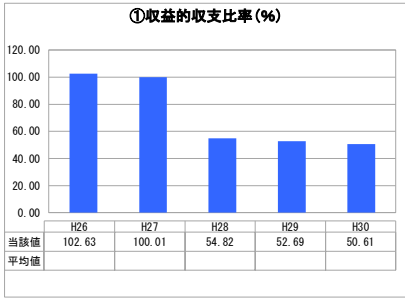
長野県 南牧村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	8.31	100.00	4,600

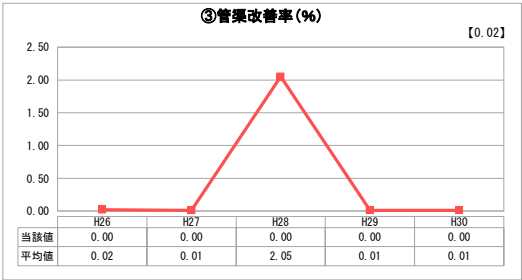
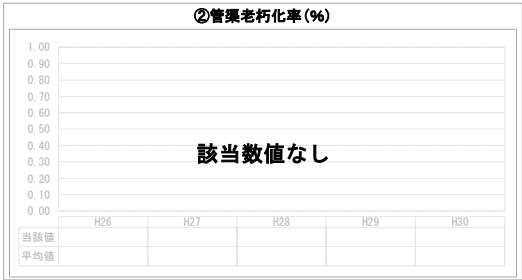
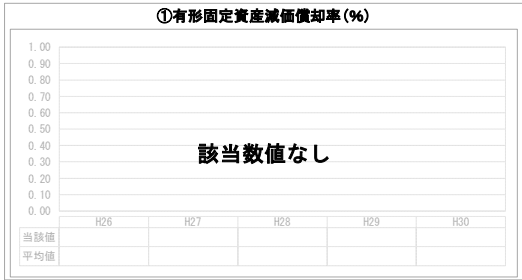
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,125	133.09	23.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
274	0.36	761.11

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支については、使用料のみで総費用を賄うことができません。一般会計からの繰入金に頼っている。経営の健全性については、費用の削減等の経営改善を図る必要がある。

企業債残高については、今後も現状維持の傾向である。

経費回収率については、使用料以外の収入によって賄われている。下水道料金の改定は令和元年度に行うものの、大幅に値上げすることもできないことや処理人口の減少による減収のため、今後も厳しい状況が見込まれる。

汚水処理原価については、機能強化を行ったこともあり、施設の故障などがなかったため、ここ数年は安定した事業を行うことができている。

施設の利用についても、今後人口減少等により使用料収入が減少することも予測されるため、汚水処理費の削減を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況について

供用開始から20年以上経過しているが、処理場の機械設備等については、機能強化事業により順次更新が行われた。

管渠施設について、マンホールポンプなどの機械設備を順次更新していく必要がある。

全体総括

経営については、一般会計繰入金により事業を行っており、繰入金に頼っていることを考慮すると経営は健全とはいえない。

処理場については、農山漁村地域整備交付金事業（機能強化）により機器更新、施設防食を行った。

統合もできない立地にあるため、今後管渠施設等の改修も負担軽減できるよう計画的に進めていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。